草津市事務分掌規則および草津市出納員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年７月３１日

草津市長　橋　川　　渉

草津市規則第８０号

草津市事務分掌規則および草津市出納員規則の一部を改正する規則

（草津市事務分掌規則の一部改正）

第１条　草津市事務分掌規則（平成４年草津市規則第９号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分、太字部分および破線で囲んだ部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第１条　≪略≫
第２条　≪略≫
総合政策部
企画調整課　企画調整係

≪略≫
総務部～上下水道部　≪略≫
第３条～第５条　≪略≫
第６条　≪略≫
総合政策部
<table><tr><td>企画調整課</td><td>≪略≫
(22)　物価高騰対応重点支援事業に関すること。
(23) ～ (25)　≪略≫</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr></table>総務部～上下水道部 ≪略≫</td><td>第１条　≪略≫
第２条　≪略≫
総合政策部
企画調整課　企画調整係
<u>物価高騰対応重点支援室</u>
≪略≫
総務部～上下水道部　≪略≫
第３条～第５条　≪略≫
第６条　≪略≫
総合政策部
<table><tr><td>企画調整課</td><td>≪略≫

(22) ～ (24)　≪略≫</td></tr><tr><td>物価高騰対応重点支援室</td><td>(1)　物価高騰対応重点支援事業に関すること。
(2)　室の一般庶務に関すること。</td></tr><tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr></table>総務部～上下水道部 ≪略≫</td></tr>
<tr><td>備考　表中の≪　≫の記載は注記である。</td><td></td></tr>
</table>

（草津市出納員規則の一部改正）

第２条　草津市出納員規則（平成６年草津市規則第１４号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分、太字部分および破線で囲んだ部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第１条～第１１条　≪略≫
別表第１（第３条第１項関係）
<table><tr><th>設置箇所</th><th>出納員</th></tr><tr><td>総合政策部企画調整</td><td>≪略≫</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr></table>別表第２～別表第３　≪略≫</td><td>第１条～第１１条　≪略≫
別表第１（第３条第１項関係）
<table><tr><th>設置箇所</th><th>出納員</th></tr><tr><td>総合政策部企画調整</td><td>≪略≫</td></tr><tr><td>総合政策部物価高騰対応重点支援室</td><td>室長</td></tr><tr><td>≪略≫</td><td>≪略≫</td></tr></table>別表第２～別表第３　≪略≫</td></tr>
</table>

改正後	改正前
備考　表中の≪　≫の記載は注記である。	

付　則

この規則は、令和８年８日１日から施行する。

（令和８年７月３１日掲示済み）

告　　示

草津市告示第３２１号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年７月２１日

草津市長　橋　川　　渉

１　送達すべき書類

令和８年度　軽自動車税納税通知書

２　送達を受けるべき者の氏名等

別紙のとおり

３　上記の書類については、令和８年７月２８日に送達があったものとみなす。

令和８年度　軽自動車税納税通知書

連番	氏名	調定年度	年度分
1	山田　浩樹	令和８年度	令和８年度分

（令和８年７月２１日掲示済み）

草津市告示第３２２号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和８年７月２１日

草津市長　橋　川　　渉

１　期　　日　　令和８年７月２１日（火）　就任式終了後

２　場　　所　　草津市役所　４階　行政委員会室

３　付議案件

１　会長の選出について

２　副会長の選出について

３　草津市農地利用最適化推進委員の委嘱につき、議決を求めることについて

（令和８年７月２１日掲示済み）

草津市告示第３２３号

草津市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和８年７月２２日

草津市長　橋　川　　渉

草津市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市地域公共交通会議設置要綱（平成１９年草津市告示第２６７号）の一部の表を次のように改正する。

（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第１０条　≪略≫ 付　則 １～２　≪略≫ **３　交通政策を所管する理事が置かれている場合における第３条の規定の適用については、同条中「都市計画部長」とあるのは、「交通政策を所管する理事」とする。**	第１条～第１０条　≪略≫ 付　則 １～２　≪略≫
備考　表中の≪　≫の記載は注記である。	

付　則

この要綱は、令和８年７月２２日から施行する。

（令和８年７月２２日掲示済み）

草津市告示第３２４号

草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和８年７月２２日

草津市長　橋　川　　渉

草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱（平成１９年草津市告示第２６６号）の一部を次のように改正する。

（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第１２条　≪略≫ 付　則 １～２　≪略≫ **３　交通政策を所管する理事が置かれている場合における第３条の規定の適用については、同条中「都市計画部長」とあるのは、「交通政策を所管する理事」とする。**	第１条～第１２条　≪略≫ 付　則 １～２　≪略≫
備考　表中の≪　≫の記載は注記である。	

付　則

この要綱は、令和８年７月２２日から施行する。

（令和８年７月２２日掲示済み）

草津市告示第３２５号

都市公園法(昭和３１年法律第７９号)第５条の５第１項の規定により、草津川跡地（区間６）民間事業者誘致事業の公募設置等計画を下記のとおり認定したので、同条第２項の規定により公示する。

令和８年７月２８日

草津市長　橋　川　　渉

１　認定した日

令和８年７月２８日

２　認定の有効期間

工事着手日から２０年間

３　指定した公募対象公園施設の場所

草津川跡地公園（区間６）内の指定場所（別紙平面図のとおり）

（別紙　略）

（令和８年７月２８日掲示済み）

草津市告示第３２６号

介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６２の３第２項第６号の規定による事業の廃止届出があったので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成２９年草津市告示第５４号）第８条の規定に基づき告示する。

令和８年７月３０日

草津市長　橋　川　　渉

事業所の名称	草津市老上デイサービスセンターきはん
事業所の所在地	滋賀県草津市矢橋８８５番地１
申請者の名称および主たる事務所の所在地	社会福祉法人よつば会 滋賀県草津市南笠町８９１番地
代表者の氏名と住所	代表者　中森　寛 滋賀県湖南市岩根１５２８
指定廃止年月日	令和８年７月３１日
事業開始年月日	平成１２年８月１日
事業所番号	２５７０６０００１６９

（令和８年７月３０日掲示済み）

草津市告示第３２７号

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の２第１項の規定により次の者を指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第７８条の１１第１号および草津市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所および指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定に基づき告示する。

令和８年７月３０日

草津市長　橋　川　　渉

サービス事業者の名称	草津市上笠デイサービスセンター湖美路
事業所の名称および事務所の所在地	社会福祉法人みのり 滋賀県草津市上笠一丁目１－２２
指定年月日	令和８年８月１日
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業所番号	２５９０６００４５４

（令和８年７月３０日掲示済み）

草津市告示第３２８号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年７月３１日

草津市長　橋　川　　渉

１　送達すべき書類

⑴　市・県民税・普通徴収督促状　　２件
⑵　軽自動車税督促状　　６件
⑶　国民健康保険税督促状　　１件
⑷　差押調書（謄本）　　４件
⑸　配当計算書（謄本）　　５件
⑹　市・県民税・特別徴収督促状　　１件
計１９件

２　送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

３　上記の書類については、令和８年８月７日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

氏名	市・県民税	軽自動車税	国民健康保険税
菊川　弘道	令和8年度随時期		
ＴＲＡＮ　ＶＩＮＨ　ＨＡＯ	令和8年度随時期		
金木　メナチョ　ギジェルモ		令和8年度全期	
山中　千鶴子		令和8年度全期	
北川　俊一		令和8年度全期	
杉浦　正秀		令和8年度全期	
品川　幸彦		令和8年度全期	
ＤＯＡＮ　ＶＡＮ　ＨＵＹ		令和8年度全期	
ＮＡＳＲＩＮ　ＭＳＴ　ＺＥＮＩＫＡ			令和8年度随時期

差押調書（謄本）　公示送達者名簿

氏　名	備　考
四方　宥生	発番　令和8年　6月29日　草納発第736号
川那辺　洋	発番　令和8年　7月 7日　草納発第946号
ＬＩ　ＲＵＯＢＩＮＧ	発番　令和8年　7月 8日　草納発第1032号
ＬＩ　ＸＩＮＹＵＡＮ	発番　令和8年　7月 8日　草納発第1033号

配　当　計　算　書　（謄本）　公　示　送　達　者　名　簿

氏　　名	備　　考
ＣＨＯ　ＣＨＯ　ＷＩＮ	発番　令和8年　2月18日　草納発第2583号
ＴＡＮＧ　ＹＵＭＩＮＧ　唐　玉明	発番　令和8年　6月19日　草納発第922号
ＬＩＵ　ＹＵＱＩＮＧ　刘　雨勍	発番　令和8年　6月19日　草納発第923号
中谷　友華里	発番　令和8年　6月22日　草納発第934号
四方　宥生	発番　令和8年　7月10日　草納発第1144号

市　県　民　税　特　別　徴　収　督　促　状　　公　示　送　達　者　名　簿

氏　　名	備　　考
上田　政也	令和8年　4月分

（令和８年７月３１日掲示済み）

草津市告示第３２９号

草津市人権擁護推進本部設置要綱および草津市同和対策推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和８年８月１日

草津市長　橋　川　　渉

草津市人権擁護推進本部設置要綱および草津市同和対策推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱

（草津市人権擁護推進本部設置要綱の一部改正）

第１条　草津市人権擁護推進本部設置要綱（平成１１年草津市告示第９１号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第２条　≪略≫ （構成） 第３条　≪略≫ ２～４　≪略≫ ５　幹事長は、総合政策部副部長（人権政策担当）の職にある者をもって充てる。 ６～７　≪略≫ 第４条～第８条　≪略≫	第１条～第２条　≪略≫ （構成） 第３条　≪略≫ ２～４　≪略≫ ５　幹事長は、総合政策部副部長（人権政策**・物価高騰対応重点支援**担当）の職にある者をもって充てる。 ６～７　≪略≫ 第４条～第８条　≪略≫
備考　表中の≪　≫の記載は注記である。	

（草津市同和対策推進委員会設置要綱の一部改正）

第２条　草津市同和対策推進委員会設置要綱（平成４年草津市告示第１４６号）の一部を次の表のように改正す

る。

（下線部分および太字部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第１条～第６条　≪略≫
別表（第３条第１項関係）
<table><tr><th>所属</th></tr><tr><td>総合政策部副部長（人権政策担当）</td></tr><tr><td>≪略≫</td></tr><tr><td><u>市営</u>住宅課長</td></tr><tr><td>≪略≫</td></tr></table></td><td>第１条～第６条　≪略≫
別表（第３条第１項関係）
<table><tr><th>所属</th></tr><tr><td>総合政策部副部長（人権政策<u>・物価高騰対応重点支援</u>担当）</td></tr><tr><td>≪略≫</td></tr><tr><td>住宅課長</td></tr><tr><td>≪略≫</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の≪　≫の記載は注記である。</td></tr>
</table>

付　則

この要綱は、令和８年８月１日から施行する。

（令和８年８月１日掲示済み）

草津市告示第３３０号

草津市令和８年熊本地震災害支援本部設置要綱を次のとおり制定する。

令和８年８月３日

草津市長　橋　川　　渉

草津市令和８年熊本地震災害支援本部設置要綱

（目的）

第１条　令和８年７月２８日に発生した令和８年熊本地震およびこれに引き続く地震等の影響による被災地および被災者を支援するため、草津市令和８年熊本地震災害支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

（組織）

第２条　支援本部に、本部長、副本部長および本部員を置く。

２　本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長および危機管理監をもって充てる。

３　本部長は、支援本部の事務を総括する。

４　副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときまたは本部長が欠けたときは、副本部長（教育長を除く。）が所管の副市長、他の副市長、危機管理監の順序により本部長の職務を行う。

５　本部員は、部長級の職にある者をもって充てる。

（所掌事務）

第３条　支援本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　情報の収集および整理

⑵　支援の方針および具体的内容の決定

⑶　県および関係機関との調整

⑷　前３号に掲げるもののほか必要な事項

（本部会議）

第４条　支援本部は、情報共有、支援方針の検討等を行うため、支援本部会議（以下「本部会議」という。）を開催する。

２　本部会議は、本部長が招集する。

３　本部会議は、本部長が主宰する。

４　本部長は、本部員のほか必要と認める者の出席を求めることができる。

５　本部員は、本部長に対して本部会議の開催を求めることができる。

（体制）

第５条　支援本部に、本部会議で決定された方針に基づく支援を実行するため、草津市地域防災計画に掲げる組織に準じ部および班を置く。

（事務局）

第６条　支援本部の事務局は、総合政策部危機管理課に置く。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、支援本部に必要

な事項は、本部長が定める。

付　則

この要綱は、令和８年８月３日から施行する。

（令和８年８月３日掲示済み）

草津市告示第３３１号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１１２条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部保険年金課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年８月７日

草津市長　橋　川　　渉

１　送達すべき書類

令和８年度　後期高齢者医療保険料額決定通知書

２　送達を受けるべき者の氏名等

別紙のとおり

３　上記の書類については、令和８年８月１４日に送達があったものとみなす。

令和８年度　後期高齢医療保険額決通知書

	氏 名	調定年度	年度分
1	川村　芳子	令和８年度	令和８年度

（令和８年８月７日掲示済み）

草津市告示第３３２号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年８月１３日

草津市長　橋　川　　渉

１　送達すべき書類

令和８年度市県民税税額変更（決定）通知書

５５件

令和７年度市県民税税額変更（決定）通知書

１件

２　送達を受けるべき者の氏名等

別紙のとおり

３　上記の書類については、令和８年８月２０日に送達があったものとみなす。

令和８年度市県民税税額変更（決定）通知書	
連番	氏名
1	ＬＩ　ＹＵ
2	ＷＥＮ　ＸＩＡＯＰＥＮＧ
3	ＫＩＭ　ＴＨＩ　ＴＨＡＮＨ　ＴＲＵＣ
4	ＮＧＵＹＥＮ　ＴＨＩ　ＬＡＮ　ＡＮＨ
5	ＰＨＡＭ　ＴＨＩ　ＮＧＯＣ　ＨＵＹＥＮ
6	ＤＵＯＮＧ　ＴＨＥ　ＴＵＯＮＧ
7	ＮＧＵＹＥＮ　ＣＯＮＧ　ＢＡＣ
8	ＳＯＮ　ＮＧＵＹＥＮ　ＨＯＡＮＧ　ＴＨＩ
9	ＤＡＮＧ　ＶＡＮ　ＣＵＯＮＧ
10	ＰＨＡＭ　ＴＨＩ　ＣＨＩＮＨ
11	ＤＯＳ　ＳＡＮＴＯＳ　ＰＡＵＬＯ ＲＯＧＥＲＩＯ
12	ＭＡＫＩＭＯＴＯ　ＤＯＳ　ＳＡＮＴＯＳ ＬＩＲＩＡＮ　ＫＥＩＫＯ
13	ＭＡＫＩＭＯＴＯ　ＳＨＩＧＩＨＡＲＡ ＭＡＴＨＥＵＳ　ＹＵＴＩ
14	嶽本　勝市
15	片岡　数好
16	増田　紗和
17	立道　正造
18	佐々利　淳
19	佐藤　晴信
20	川上　基
21	小野寺　豊
22	渡邉　陽介
23	山口　高輔
24	酒井　弦孝
25	髙倉　万起子
26	松本　理沙
27	堀内　省三
28	瀬戸口　征樹
29	玉川　末依

30	澤田　哲雄
31	前田　孝志
32	髙橋　覚
33	岩城　義治
34	ＮＧＵＹＥＮ　ＴＨＥ　ＨＵＮＧ
35	吉田　澪乃
36	松坂　葵
37	伊東　浩希
38	安田　昌生
39	川西　隼人
40	栢木　正人
41	髙橋　篤史
42	カール　ブラウン
43	坊田　篤紀
44	佐山　健一
45	前田　浩
46	西村　元志
47	水野　邦明
48	田中　英和
49	中原　英昭
50	山下　真理
51	山本　祐樹
52	渡邊　快
53	新　貴光
54	川島　蓮
55	小畠　正広

令和７年度市県民税税額変更（決定）通知書	
連番	氏名
1	ＡＺＩＥ　ＲＩＺＫＩ　ＳＵＢＡＧＪＡ

（令和８年８月１３日掲示済み）

草津市告示第３３３号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年８月１３日

草津市長　橋　川　　渉

１　送達すべき書類

国民健康保険税　当初賦課納税通知書

２　送達を受けるべき者の氏名等

別紙のとおり

３　上記の書類については、令和８年８月２０日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税 当初賦課納税通知書

連番	氏名	賦課年度	課税年度分
1	中井　秀明	令和８年度	令和８年度
2	廣瀬　佐織	令和８年度	令和８年度
3	塩見　由佳	令和８年度	令和８年度
4	QUAN　YILING	令和８年度	令和８年度

（令和８年８月１３日掲示済み）

草津市告示第３３４号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年８月１３日

草津市長　橋　川　　渉

１　送達すべき書類

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

２　送達を受けるべき者の氏名等

別紙のとおり

３　上記の書類については、令和８年８月２０日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

連番	氏名	賦課年度	課税年度分
1	尾上　忠夫	令和８年度	令和８年度
2	渡辺　聖人	令和８年度 令和７年度	令和８年度 令和７年度

（令和８年８月１３日掲示済み）

公　　告

公　告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第１項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第２項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和８年７月１７日

草津市長　橋　川　　渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市大萱七丁目9番10号　ガーデンTOM 202 川合　来利	草津市芦浦町字柿72番9	384.84㎡	R8.7.17	1943

（令和８年７月１７日掲示済み）

公　告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第１項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第２項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和８年７月１７日

草津市長　橋　川　　渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市坊袋225番地1（204号）　フューチャー栗東 富松　滉貴	草津市青地町字堤戸791番10	300.54㎡	R8.7.17	1944

（令和８年７月１７日掲示済み）

公　告

草津川跡地公園（区間４）ＪＲ上部遊具等設置工事（設計・施工）に関する公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和８年７月１７日

草津市長　橋　川　　渉

記

１　実施概要

⑴　工事名

草津川跡地公園（区間４）ＪＲ上部遊具等設置工事（設計・施工）

⑵　発注方式

複合遊具の実施設計および施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式とする。

⑶　契約方式

本工事は、提案者より提案を受けた上で評価を行い、工事受注候補者を決定する。契約は、工事受注候補者と市が指定する契約書により随意契約（地方自治法施行令第１６７条の２）を行う。

⑷　工事概要

①複合遊具等の設計、製作、設置工事　一式

②日陰施設等の設計、製作、設置工事　一式

③安全施設の設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット、安全柵等）　一式

④遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための整地等）　一式

⑤広場の利用に関する注意看板等製作設置工事（駐車場案内看板含む）　一式

※設置は基礎を含む。

※契約上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

⑸　設置予定施設等

①　複合遊具　　１基以上

②　日陰施設　　５０㎡以上

③　その他（契約上限額の範囲内で娯楽性、安全性、施工性等の向上に必要な公園施設の積極的な追加提案を行うこと。）

⑹　工期

契約締結日から令和９年２月２６日（金）まで

⑺　施工場所

滋賀県草津市草津一丁目他地内（草津川跡地公園（区間４）ＪＲ上部内）

⑻　契約上限額

３４，９９１，０００円（消費税および地方消費税を含む。）

※　⑷に係る設計、製品、搬入、組立、据付等の全てを含む。

※　提案見積金額が契約上限額を超えた場合は失格とする。

２　参加資格

⑴　本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

②　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

③　次のいずれにも該当しないこと。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められること。

イ　役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められること。

ウ　役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められること。

エ　役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められること。

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④　草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成１４年６月１日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成１０年４月１日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

⑤　草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。

⑥　草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成１３年草津市告示第１８９号）に基づき登録されている者であること。

⑦　一般社団法人日本公園施設業協会のＳＰ認定企業または、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第３版）」や「遊具の安全に関する規準（最新版）」に準拠して、遊具の設計、製造、施工を行うことができる者であること。

⑧　市および指定管理者が行う補修・部材交換等のメンテナンスに敏速に対応できる者であること。

⑨　平成２８年度以降に複合遊具（設計製作品）設

置工事の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。

⑩　参加申込者と直接的かつ恒常的（３か月以上）な雇用関係にあり、複合遊具の設置経験がある２級土木施工管理技士以上または２級造園施工管理技士以上の資格を有する主任技術者を配置できる者であること。

⑵　プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第１項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

３　実施要領等の配布場所

市ホームページからのダウンロードによる配布。

http://www.city.kusatsu.shiga.jp/

４　問合せ先

草津市役所建設部草津川跡地整備課（担当：棚橋、小西）

〒５２５－８５８８　滋賀県草津市草津三丁目１３番３０号

ＴＥＬ　　：０７７－５６１－６８６７

ＦＡＸ　　：０７７－５６１－２４８７

Ｅ－ｍａｉｌ：kusatsu-river@city.kusatsu.lg.jp

（令和８年７月１７日掲示済み）

公　告

草津市立市民総合交流センター等指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年草津市条例第２号）第３条の規定に基づき、指定管理者を募集するにあたり、下記のとおり公告する。

令和８年７月２１日

草津市長　橋　川　　渉

１　管理を行う公の施設の名称および所在地

草津市立市民総合交流センター

草津市大路二丁目１番３５号

草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場

草津市大路二丁目１番３６号

２　指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲

別紙「草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集要項」のとおり

３　指定管理者の資格等

別紙「草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集要項」のとおり

４　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

５　申請の方法

別紙「草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集要項」のとおり

６　その他市長が必要と認める事項

別紙「草津市立市民総合交流センター等指定管理者募集要項」のとおり

（別紙　略）

（令和８年７月２１日掲示済み）

公　告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき次のとおり公告する。

令和８年７月２４日

草津市長　橋　川　　渉

１　工事概要等

⑴　契約番号　　５０８１－０４１

⑵　工事名　　ロクハ浄水場新館低区送水ポンプ他更新工事その１

⑶　工事場所　　草津市追分南四丁目

⑷　工事概要　　φ２００×１５０新館1号、２号、６号送水ポンプ取替　３台

φ２０新館１号真空ポンプ取替　１台

φ１００×８０新館１号、２号返送水ポンプ取替　２台

⑸　工事期間　　契約締結日から令和９年１２月２８日まで

２　予定価格　　８４，６３８，０００円（税抜き）

３　最低制限価格　　設定する。（事後公表）

４　入札方法　　地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。

また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

５　入札の参加希望に関する事項

⑴　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

⑵　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。